

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年6月30日
【事業年度】	第27期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
【会社名】	株式会社ヒップ
【英訳名】	HIP CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 吉武
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区楠町8番地8
【電話番号】	(045)328-1000
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画部長 田中 伸明
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区楠町8番地8
【電話番号】	(045)328-1000
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画部長 田中 伸明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	5,119,394	5,354,123	5,437,767	5,006,217	5,188,579
経常利益 (千円)	409,298	501,427	558,219	532,967	587,935
当期純利益 (千円)	419,641	339,872	379,700	364,257	403,595
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	377,525	377,525	377,525	377,525	377,525
発行済株式総数 (株)	3,975,300	3,975,300	3,975,300	3,975,300	3,975,300
純資産額 (千円)	2,270,754	2,515,221	2,799,516	3,068,369	3,352,709
総資産額 (千円)	4,351,292	4,611,308	4,913,398	5,121,177	5,585,679
1株当たり純資産額 (円)	571.23	632.73	704.25	771.88	843.41
1株当たり配当額 (円)	24	24	24	30	30
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	105.56	85.50	95.52	91.63	101.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.2	54.5	57.0	59.9	60.0
自己資本利益率 (%)	20.1	14.2	14.3	12.4	12.6
株価収益率 (倍)	12.97	11.40	5.36	8.94	6.97
配当性向 (%)	22.7	28.1	25.1	32.7	29.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	452,269	322,122	367,616	367,383	560,000
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	389,041	10,816	3,683	47,763	7,746
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	78,054	94,932	95,626	96,636	120,272
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,109,189	2,325,563	2,593,870	2,816,854	3,248,835
従業員数 (人)	761	789	812	825	798
株主総利回り (%)	236.5	173.7	99.2	156.4	142.6
(比較指標：TOPIX(東証株価指数)(配当込み)) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	1,867	1,500	1,025	890	955
最低株価 (円)	500	633	455	475	700

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和3年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。

2【沿革】

年月	事項
平成7年9月	神奈川県横浜市西区に資本金2,000万円で株式会社ヒップ設立、アウトソーシング事業を開始
平成8年9月	愛知県名古屋市中村区に名古屋営業所を新設
平成9年4月	東京都渋谷区に東京営業所を新設
平成10年2月	神奈川県横浜市西区に横浜営業所を新設
平成10年10月	大阪府大阪市北区に大阪営業所を新設
平成11年12月	神奈川県横浜市港北区に新横浜テクノセンターを新設し機械設計部、システム設計部を設置
平成12年2月	神奈川県藤沢市に独身寮（藤沢寮）を購入
平成13年2月	横浜営業所を横浜東営業所、横浜西営業所に分割
平成13年7月	静岡県沼津市に沼津営業所を新設
平成13年9月	新横浜テクノセンターに電子設計部を設置
平成13年9月	事業部制組織に変更 神奈川県事業部を新設し横浜東営業所、横浜西営業所を統括 中部事業部を新設し沼津営業所、名古屋営業所を統括 このほか、本社に総務部を設置、営業部を営業企画部に変更 営業所統括を新設し東京営業所、大阪営業所を統括
平成14年6月	横浜東営業所、横浜西営業所を合併し、神奈川県事業部に営業部を設置
平成14年9月	東部事業部を新設 埼玉県さいたま市（現、埼玉県さいたま市大宮区）に大宮営業所を新設
平成14年12月	神奈川県事業部を神奈川県横浜市港北区へ移転
平成15年4月	ISO9001認証取得
平成15年9月	営業所統括を廃止、西部事業部を設置
平成15年9月	兵庫県神戸市中央区に神戸営業所を新設
平成15年12月	本社組織に人事部、経理部を設置
平成16年2月	本社組織に新事業開発部を設置
平成16年8月	京都府京都市下京区に京都営業所を新設
平成16年9月	愛知県岡崎市にサテライト岡崎を新設
平成16年9月	静岡県浜松市にサテライト浜松を新設
平成16年11月	栃木県宇都宮市にサテライト宇都宮を新設
平成16年11月	東京都立川市にサテライト立川を新設
平成16年12月	福岡県福岡市博多区にサテライト福岡を新設
平成17年5月	サテライト岡崎を閉鎖
平成17年6月	宮城県仙台市青葉区に仙台営業所を新設
平成17年7月	サテライト福岡を福岡営業所に昇格
平成17年10月	本社組織に経営企画部を設置（営業企画部より変更）
平成17年10月	CT事業部を新設（機械設計部、システム開発部、電子設計部を集約）
平成17年11月	サテライト宇都宮を宇都宮営業所に昇格
平成18年2月	本社組織に内部監査室を設置
平成18年3月	サテライト立川を閉鎖
平成18年7月	東部事業部 東京営業所を東京都渋谷区代々木へ移転
平成18年7月	愛知県安城市に独身寮（エスポワール・安城）を竣工
平成18年8月	広島県広島市東区にサテライト広島を新設
平成18年12月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年1月	熊本県熊本市にサテライト熊本を新設 福島県郡山市にサテライト郡山を新設
平成19年3月	本社組織に人材開発部を設置
平成19年4月	兵庫県三田市に社員寮（プル・ミエール三田）を購入
平成19年10月	本社組織に営業統括部を設置、人材開発部を人事部に集約 サテライト浜松を浜松営業所に昇格 静岡事業部を新設し、沼津営業所、浜松営業所を統括
平成19年11月	長野県松本市にサテライト松本を新設
平成20年3月	神奈川県横浜市に社員寮（グランディール片倉）を購入

年月	事項
平成20年10月 平成20年11月	神奈川県横浜市西区に本社ビルを購入し移転 神奈川事業部、CT事業部を本社ビルに移転 新横浜営業所を横浜営業所に名称変更 サテライト松本を閉鎖
平成21年3月 平成21年4月	サテライト郡山、広島、熊本を閉鎖 本社組織に社長室を設置 経営企画部、営業統括部を営業企画部に集約
平成22年4月 平成23年1月	CT事業部を改め、受託開発として東部事業部・神奈川事業部・中部事業部内に設置 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場 事業本部を新設し、全事業部を統括 北関東事業部を新設し、大宮営業所、宇都宮営業所を統括
平成24年7月	事業部制を廃止し、統括部制を導入 関東・東北統括部、神奈川・静岡統括部、東海・北陸統括部、近畿・九州統括部を新設
平成24年10月	群馬県高崎市に高崎営業所を新設
平成25年2月	株式会社コスメックス(連結子会社)の株式を100%取得
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
平成27年4月	大宮営業所を東京営業所に統合 京都営業所、神戸営業所を大阪営業所に統合 広島県広島市中区に広島営業所を新設
平成28年11月	統括部制を廃止し、事業部制を導入 東日本事業部、中日本事業部、西日本事業部を新設
平成29年6月	株式会社コスメックスの全株式を譲渡
平成29年9月	宇都宮営業所、高崎営業所を統合し北関東営業所を新設 沼津営業所を浜松営業所に統合 広島営業所を福岡営業所に統合
平成30年1月	労働者派遣事業許可取得
平成30年6月	神奈川事業部を新設
令和4年4月	本社組織に事業本部を設置、企画部を経営企画部に名称変更、人材開発部を人事部に統合 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のJASDAQ(スタンダード)からスタンダード市場に移行

3【事業の内容】

(1) アウトソーシング事業

当社は、大手メーカーを中心とした各顧客企業に対して、その開発パートナーとして技術、設計、開発、生産技術部門等での機械設計、電子設計、ソフト開発の技術サービスを提供するアウトソーシング事業を展開しております。当社の提供するサービスは、従業員である技術者が担っており、各顧客企業に技術者を派遣して設計・開発等の業務にあたり、又は顧客から設計・開発等の業務を請負うことにより提供しております。現在は東北、関東、中部、関西、九州地区に拠点を設置しております。

当社の事業の主要顧客はメーカーであり、顧客企業の事業区分別に見ると下表のとおりであります。

顧客企業の事業区分	当社の行う設計・開発の内容
輸送用機器関連	自動車(ボディ、シャーシ、エンジン、各種内外装品など)、車載用製品(カーエアコン、カーナビゲーション、エンジン制御装置・各種電子、制御装置など)、航空機、船舶など
機械関連	半導体製造装置、サービス用機器、アミューズメント機器、産業用ロボットなど
情報通信・精密機器関連	AV機器(液晶テレビ、プロジェクターなど)、携帯電話、プリンター、タブレットPC、医療機器など
電気電子機器・半導体回路関連	IoT機器(調理機器、洗濯機など)、ドローン、デジタルカメラ、電動工具、センサー、LSIなど
情報処理・ソフトウェア関連	通信システム(5Gなど)、自動運転システム(画像認識など)、AI、医療検査システム、制御システムなど

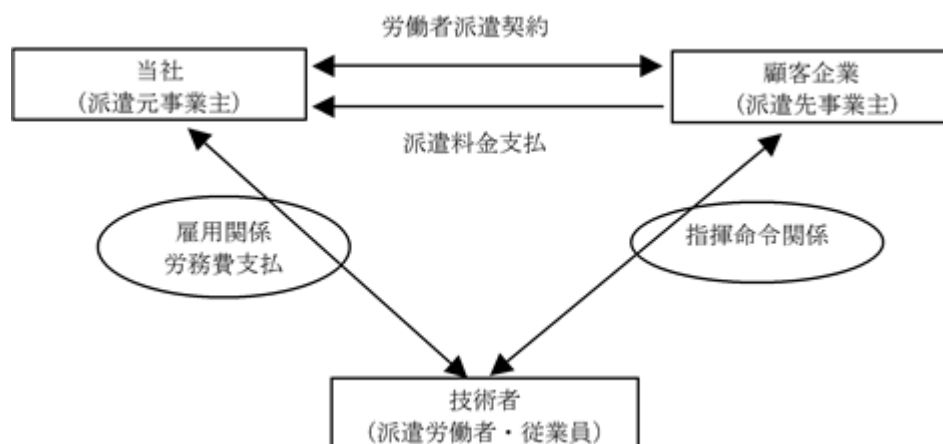
(2) 顧客企業との契約

メーカーが主な顧客であり、顧客企業の技術部、開発部、設計部、生産技術部など物づくり、技術の中核である部門が取引先窓口となり、設計開発業務を派遣契約で行う場合と業務請負(委託)契約で行う場合があります。その契約については以下のとおりであります。

労働者派遣契約

当社は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下、「労働者派遣法」という。)に規定される「労働者派遣事業」を行っております。

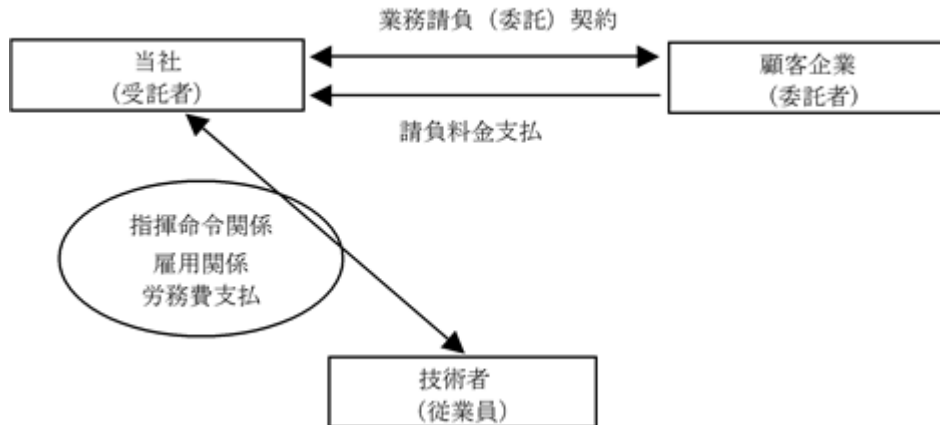
当社(派遣元事業主)が、自己の常用雇用する技術者(派遣労働者)を顧客企業(派遣先事業主)の指揮命令をうけて、この派遣先のために労働に従事させることであり、当社・顧客企業・技術者の関係を図示すると、以下のようになります。



業務請負（委託）契約

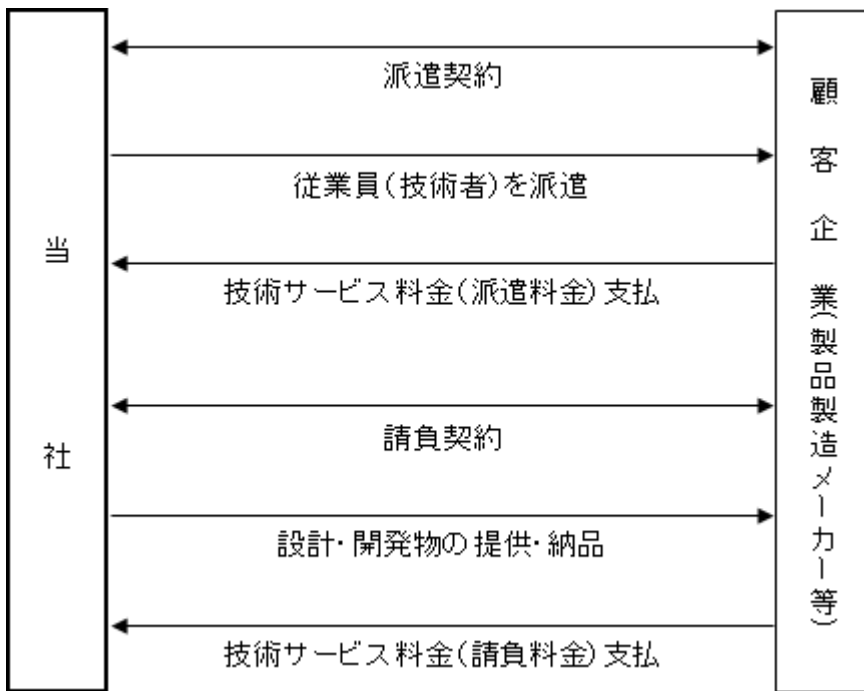
業務請負（委託）契約による技術サービスの提供は、顧客企業（委託者）から設計・開発を請負い、設計・開発の成果を提供しているものであります。請負による場合は、当社が当社従業員に対し指揮・命令して設計・開発等を行っているものであります。

当社・顧客企業・技術者（従業員）の関係を図示すると、以下のようになります。



[事業系統図]

当社の事業を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
798	38.0	10.6	4,581

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満な状況であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「開発・設計のプロ集団として業界の長期安定と社員の永続的成長を図り技術を通じ社会に貢献する。」の経営理念に基づき、技術者を第一に考えた会社作りに努め、付加価値の高い技術力をお客様に提供し、顧客満足度を高めることが重要であると考えております。

今後も技術者が生涯技術者として活躍していくための環境を創造し、プロの技術者の育成と、顧客への価値あるサービスの提供を行い、企業価値向上に努めてまいります。

また様々な分野のお客様に対し、専門性の高いプロフェッショナルサービスを提供するビジネスを中心として拡大を図り、強固な経営基盤を構築していくと共に、持続的成長並びに社会貢献を目指してまいります。

(2) 経営戦略等

当社では、顧客企業の開発ニーズに対し、タイムリーな対応が出来る様に常に優秀な人材を確保し、人材の最適なマッチングを図ることにより、「人」を中心とした豊かな社会づくりに貢献することが、当社に課された社会的責任であると認識しております。当社は設立当初から、技術者が「生涯技術者」「プロの技術者」として安心して働ける会社作りを目指しております。

今後もプロの技術者が生涯活躍していけるよう、時代に合った様々な要素を取り入れながら事業体制を構築し、社員満足度の向上に努めるとともに、技術サービスを通じて技術革新に貢献し、顧客満足度の高いサービスが実現出来る会社へ向け、更なる事業拡大を目指してまいります。

技術者が生涯に渡って活躍できる環境の創造とプロの技術サービスの提供を、更に高いレベルへと押し上げるべく邁進し、中長期的な企業基盤の強化を図るとともに、企業価値向上に努めてまいります。

(3) 経営環境

企業構造

当社は単体企業、単一セグメントであり「アウトソーシング事業」以外の事業活動は行っておりません。本社に管理部門を集約し、事業運営の統括を行っております。全国を東日本、神奈川、中日本、西日本に分け、4つの事業部を設置しております。それぞれの事業部は各地域の営業所を統括し、綿密な営業、採用活動を管轄しております。

現在の企業体系は、業績の状況や事業運営の状況等から判断し、良好に機能していると考えております。

市場環境

当社の中核事業であるアウトソーシング事業においては、製造業を中心とした顧客企業が開発投資を継続するなかで、慢性的な技術者不足の状況にあり、顧客企業からの技術者要請は今後も継続していくことが見込まれます。現状では、新型コロナウイルス感染症による影響が未だ残るなかで、景気の先行きは不透明な状況が続いておりますが、当社への技術者要請においては、システム系技術者を中心に増加傾向にあります。顧客状況に合わせたテレワークの対応や、営業及び採用活動にオンライン形式も活用し、顧客企業や応募者との綿密なコミュニケーションを図り、稼働率の向上及び稼働人員の増加、優秀な技術者の確保に努めてまいります。

競争優位性

当社は経営理念に基づき、設立当初から技術者を第一に考えた会社作りに努めており、「生涯技術者」「心の福利厚生」をキーワードに掲げた社員満足度を高めるための施策を実施しております。技術者の心に根差した施策が、技術サービスの高品質なアウトプットや、優秀な人材の獲得などの効果を生み、顧客満足度の向上と事業成長へとつながっております。今後も時代に合った独自の施策を継続的に展開し、事業の拡大に努めてまいります。

法改正

当社事業において、経営環境に影響を与える主なものは労働者派遣法や労働基準法が想定されます。平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行され、それまでの特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。当社は平成30年1月1日に労働者派遣事業の許可を取得し、法令遵守のもと運営を行っております。働き方改革により、平成31年4月1日には改正労働基準法が施行され、時間外労働時間の上限規制の導入や年次有給休暇の一部取得の義務化が実施されました。また、令和2年4月1日において改正労働者派遣法が施行されました。改正の主な概要は派遣労働者の待遇改善に向けた「同一労働同一賃金」の実現が目的となっています。当社では改正内容を関係各所と確認し、必要な手続きと適切な対応を実施しております。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営基盤、財務体質の強化を図る上で、企業規模を拡大することが重要であると考えており、中長期的には社員数1,000名体制を目標としております。第27期末時点では798名（前期比3.3%減）となっており、目標へ向けて新卒及び中途採用の強化を図ってまいります。

また、当社の目標とする経営指標は売上高と経常利益であり、中長期的に経常利益率10%という目標を掲げ、株主の皆様の期待にお応えするためにも収益力の向上に努めていく所存であります。第27期の業績においては11.3%と目標を上回っておりますが、これは営業外収益に計上した雇用調整助成金の影響もあることから、今後、本業による利益率の改善を目指していくことを踏まえ、目標数値に変更はございません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の主要事業である技術者派遣事業において、技術者とともに持続的な成長を図るために対処すべき課題は、以下のとおりであります。

技術者の採用

設計・開発のプロ集団として事業の拡大を図っていくためには、優秀な技術者の採用が欠かせません。会社説明会や学校訪問を通して、当社の技術者に対する考え方や取り組みなどを一人でも多くの方に伝えられるよう積極的に行ってまいります。また、応募者一人ひとりとの対話を大切にされた採用活動を行い、優秀な技術者の確保に努めてまいります。

営業展開

安定的に受注量を確保することは、事業の成長を目指す上で重要です。技術者が望む仕事や働き方ができるように、幅広い業種や地域に取引先を拡大していく必要があります。顧客との対話から潜在的なニーズをいち早く把握し、事業部間で連携した営業展開を推進することで、取引先の拡大に努めてまいります。また、事業拡大と技術者の希望に応えるための新規拠点の開設についても検討を続けてまいります。

技術者の育成

顧客の求める高度な技術要請に応えていくためには基礎からの教育が大切です。経験豊富な講師による社会人研修や技術教育に加え、オンライン研修やリーダー研修を通じて技術者のキャリアアップを図り、技術力と協調性を兼ね備えた技術者の育成に努めてまいります。また、最新の技術動向に合わせて教育内容の見直しをおこない、顧客ニーズに即した教育体制の整備に取り組んでまいります。

サポート体制の充実

顧客の職場内やテレワークで働く技術者が働きやすい環境を整えることは、高い品質を保持するために必要です。そのため営業担当者が定期的な訪問やオンライン面談を行い、業務に関わるアドバイスや指導、心身のケアに努めております。また、技術者同士がつながるオンライン懇親会を新たに開始するなど、公私にわたって支えていく制度や福利厚生の拡充を進め、技術者が生き生きと働くことができる環境の整備に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

顧客メーカーの業績等による影響について

当社の主要顧客はメーカーであり、その技術開発部門などに対して技術サービスを提供しております。国内経済及び世界経済の景気が悪化し、顧客メーカーの業績低迷から、設計開発部門における開発費の削減や、アウトソース活用を抑制した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、顧客には新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体不足、サプライチェーンの混乱等の影響が見られておりますが、当社への技術者要請においては底堅く推移しており、システム系技術者を中心に増加しています。当社では新規開拓営業によって多種多様な業種や企業との取引先拡大を推進しており、年間約200社の顧客との取引実績を有しております。顧客との綿密なコミュニケーションなどから業種や企業毎の情報収集に注力し、状況に応じた戦略的な営業展開を図り、業績に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めております。

法的規制について

当社の事業では、技術者派遣が主要事業となっており、「労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）に基づいて事業を行っております。当社では関係法令の遵守に努め労働者派遣事業を行っておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、関係法令に違反するような行為や事象が発生した場合には当該事業の停止を命じられ、事業が営めなくなるリスクがあります。

また、今後新たに法規制の緩和や改正などが行われた場合、当社の事業に不利な影響を及ぼすものであれば、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

令和2年4月1日において改正労働者派遣法が施行されました。改正の主な概要は派遣労働者の待遇改善に向けた「同一労働同一賃金」の実現が目的となっています。当社では改正内容を関係各所と確認し、必要な手続きと適切な対応を実施しており、これによる業績への影響はないと認識しております。今後も、管轄官庁からの情報を漏れなく収集し、適時適法に対応するよう努めてまいります。

競合について

当社が属するアウトソーシング業界において、新規参入や業界規模の縮小などにより、業界内での企業間競争が激化し、同業他社の低価格戦略や取引先からの値下げ要請を受ける可能性もあります。当社は、提供する技術サービス品質の向上を図るほか、戦略的営業・技術教育の推進により、適正な収益を確保しつつ事業の拡大を図るべく努めておりますが、競争の激化により受注が十分に確保できない、又は技術料金の低下等が生じた場合には当社の業績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

なお、当該リスクが顕在化した場合の経営成績等の状況に与える影響の程度につきましては、技術料金は当社事業の重要な構成要素であり、売上高の減少及び利益率の低下が見込まれます。顕在化する可能性の程度は現時点では認識しておりませんが、技術教育の充実により技術者のスキルアップなど提供する技術サービス品質の向上を図るほか、技術スキルに応じた適正な配属、顧客との継続的な契約条件の交渉を図り、適正な収益を確保しつつ事業の拡大に努めております。

技術者の確保について

当社の事業では、サービスを提供する技術者が重要な経営資源であり、優秀な技術者の確保が事業拡大の必要条件であります。経済環境や雇用環境の変化により、技術者の確保が十分に行えない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該リスクが顕在化した場合の経営成績等の状況に与える影響の程度は想定しておりません。日本の雇用情勢は長期的には少子高齢化による生産年齢人口（15歳～64歳）の減少や、急速に進む技術革新によってIT人材不足が懸念されております。当社では、時代に合わせた様々な採用活動を全国的に行い、安定して優秀な人材を採用できるよう、オンラインを活用した説明会や面接などの採用活動も取り入れ、技術者第一の会社作りを進めてきた当社の魅力をしっかりと伝えることで、優秀な人材の採用に努めております。また、技術者が生涯技術者として働きやすい環境の整備を継続的に推進し、社員の定着率向上にも努めております。

機密情報や個人情報の情報管理について

当社がサービスを提供するにあたり、顧客企業における機密性の高い情報や、数多くの顧客情報・個人情報を有しております。そのため、当社では全社員に情報管理の重要性を認識させるため指導・教育を行っており、情報の管理・取扱いには細心の注意を払い、厳正な管理に努めております。しかしながら、何らかの事由により、万一機密情報の漏えいが発生した場合、当社の社会的信用への影響や、その対応による多額の費用が発生する恐れがあります。これまでにそのような事実が発生したことはありませんが、発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、当該リスクが顕在化した場合の経営成績等の状況に与える影響の程度は想定しておりません。顕在化する可能性の程度は現時点では認識しておりませんが、時代に即した機密情報管理ルールへの更新や社員への機密情報管理教育の徹底、情報システムの管理の強化に力をいれ、機密情報の漏洩を未然に防ぐ体制の構築に努めております。

業績の季節変動について

当社の事業では、新卒採用と中途採用を行っております。なかでも4月に入社する新卒社員が多くなっており、新卒社員は技術研修をベースとした教育を概ね3ヶ月程度受け業務に従事しております。このため上半期は、技術者の稼働率は低下する傾向にあり、教育研修費にかかる経費が増加します。下半期は新卒社員の取引先での業務開始が進み技術者の稼働率は上がります。このため、相対的に売上高及び利益は上半期が少なく、下半期に多くなる傾向があります。業績の季節変動は毎年発生しており、当事業年度及び前事業年度の上半期及び下半期の業績は以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年及び一昨年の新卒社員においては、例年に比べ配属決定までには時間を要しましたが、受注環境の改善により本年入社の新卒は例年並みで進行することが予想されます。当社では、新卒社員の早期派遣を図るため、実務に即した教育の充実や、顧客情報の収集と共有による迅速な営業活動に努めております。

	前事業年度（令和3年3月期）			当事業年度（令和4年3月期）		
	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期
売上高（千円）	2,495,024	2,511,192	5,006,217	2,528,650	2,659,929	5,188,579
（構成比）（％）	(49.8)	(50.2)	(100.0)	(48.7)	(51.3)	(100.0)
営業損益（千円）	101,867	156,214	258,082	174,547	279,255	453,802
（構成比）（％）	(39.5)	(60.5)	(100.0)	(38.5)	(61.5)	(100.0)
経常損益（千円）	210,012	322,955	532,967	276,642	311,292	587,935
（構成比）（％）	(39.4)	(60.6)	(100.0)	(47.1)	(52.9)	(100.0)
稼働率（％）	83.9	83.5	83.7	86.7	94.4	90.5

（注）稼働率（％）＝稼働技術者数／技術社員総数×100であり、各期間の月末人数を累計した数値により算出しております。

取引先業種の偏りについて

当社の顧客企業毎の業種別売上高をみると、自動車を中心とした輸送用機器業界への売上高構成比が高く、依存度の高い業界が不振となるなどの場合には、当社の業績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。当社では、新規開拓営業などによって幅広い業種や企業との取引先拡大を推進しており、輸送用機器業界への売上高構成比は、令和2年3月期は38.1%、令和3年3月期は36.0%、令和4年3月期は31.1%と推移しており、偏りの緩和が進んでおります。なお、顕在化する可能性の程度は現時点では認識しておりませんが、全国に展開する営業所や事業部間の連携を強めた営業展開を推進し、新規開拓営業を中心とした幅広い業種への営業活動を行い、業種の偏りの緩和に取り組んでおります。

自然災害等について

予期せぬ地震等の自然災害や事故等により、当社や顧客企業において事業活動の停止などの被害が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、当該リスクが顕在化した場合、経営成績等の状況に与える影響の程度は災害規模等により想定することは困難ですが、売上高の逸失につながる可能性があります。顕在化する可能性の程度は現時点では認識しておりませんが、当社では社員の安否確認体制の構築、定期的な備蓄品の補充や更新、全社員への防災備蓄品の配布、重要データのバックアップなど緊急時における社内体制の整備に取り組み、業績への影響の低減に努めております。

感染症の蔓延について

感染症が蔓延し、多くの当社社員の健康が損なわれることによる稼働率の低下や、顧客企業の経済活動が停滞し、業績低迷等による設計開発部門における開発費の削減や、アウトソース活用を抑制した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

現在では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数はピーク時から減少しているものの、高止まりの状況となっています。しかしながら顧客の設計開発は盛んに行われており、当社への技術者要請は増加傾向となっております。今後の流行状況は不透明ではありますが、当社においては、マスク着用などの感染予防や社員の健康状態のチェック、テレワーク対応や健康維持の為に奨励される生活習慣を徹底し、的確な情報収集を行いながら社員と顧客の安全に配慮した対策を継続してまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及により回復基調となりましたが、新たな変異株の出現による感染再拡大など、先行きには不透明さが残る状況で推移しました。

製造業を中心とした顧客企業では、半導体不足、サプライチェーンの混乱等により一部企業に減産などの影響がみられましたが、海外経済の回復に伴う輸出の増加に支えられ底堅く推移しており、当社への技術者要請も活発な状況で推移しました。

当社では、技術者の早期稼働を目指し、テレワークや時差出勤を組み合わせ感染拡大防止に配慮した技術研修を実施しました。また営業活動では営業支援体制を強化し、オンラインを中心に新規顧客の開拓や既存顧客の横展開を行い、受注量を増やすことに注力しました。

このような状況のなか、技術者数は新卒の採用人数を抑制したことにより前年同期比で減少しましたが、技術者の稼働が着実に進んだことで、稼働人員は前年同期を上回って推移しました。稼働時間は残業時間の増加に伴い前年同期を上回りました。技術料金においてはレートアップ交渉を実施したことで前年同期を上回りました。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(a) 経営成績

当事業年度の売上高は5,188,579千円（前年同期比3.6%増）、売上原価は4,038,558千円（同0.7%減）、販売費及び一般管理費は696,217千円（同2.4%増）、営業利益は453,802千円（同75.8%増）、経常利益は587,935千円（同10.3%増）、当期純利益は403,595千円（同10.8%増）となりました。

(b) 財政状態

（資産）

当事業年度末における流動資産合計は4,035,924千円となり、前事業年度末に比べ469,323千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が431,981千円増加したことなどによるものであります。

固定資産合計は1,549,755千円となり、前事業年度末に比べ4,821千円減少いたしました。これは主に有形固定資産が7,826千円減少、ソフトウェアが6,882千円減少、繰延税金資産が10,176千円増加したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は5,585,679千円となり、前事業年度末に比べ464,502千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債合計は1,620,431千円となり、前事業年度末に比べ159,869千円増加いたしました。これは主に未払金が12,518千円増加、未払法人税等が29,075千円増加、賞与引当金が19,044千円増加、未払消費税等（流動負債のその他）が96,401千円増加したことなどによるものであります。

固定負債合計は612,538千円となり、前事業年度末に比べ20,292千円増加いたしました。これは主に退職給付引当金が9,536千円増加、役員退職慰労引当金が11,900千円増加したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は2,232,970千円となり、前事業年度末に比べ180,162千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は3,352,709千円となり、前事業年度末に比べ284,339千円増加いたしました。これは当期純利益403,595千円、剰余金の配当119,256千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は60.0%（前事業年度末は59.9%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ431,981千円増加し、当事業年度末には3,248,835千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は560,000千円（前事業年度は367,383千円）となりました。これは主に税引前当期純利益589,435千円、法人税等の支払額166,663千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は7,746千円（前事業年度は47,763千円）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出8,265千円、有形固定資産の売却による収入1,500千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は120,272千円（前事業年度は96,636千円）となりました。これは主に配当金の支払額119,127千円などによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社の主たる業務であるアウトソーシング事業は、機械、電気・電子、ソフトウェアの設計開発などの技術提供サービス事業であり、提供するサービスの性格上、生産実績になじまないため、記載を省略しております。

(b) 受注実績

当社のアウトソーシング事業はその形態から受注金額と販売金額がほぼ同等となるために、記載を省略しております。

(c) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比
アウトソーシング事業	5,188,579千円	3.6%

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項は不確実性を有しており、実際の結果と異なる可能性もありますのでご留意下さい。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 経営成績の分析

当社の当事業年度の経営成績については、売上高は5,188,579千円（前年同期比3.6%増）となりました。売上高については、稼働人員及び稼働時間、技術料金が前年同期を上回ったことが主要因となり増加しました。期末時点の技術者数は新卒の採用人数を抑制したことにより前年同期比3.5%減少しましたが、受注量の増加や技術者の早期稼働に注力したことで、稼働率は90.5%（同6.8ポイント増）となり、稼働人員は前年同期を上回りました。稼働工数においては残業時間の増加に伴い前年同期比0.6%増加しました。技術料金ではレートアップ交渉を実施したことで前年同期比0.4%増となりました。

売上原価は、4,038,558千円（同0.7%減）となりました。売上高の増加及び稼働率の改善に伴い、売上高に対する構成比率が77.8%（同3.5ポイント減）となりました。

販売費及び一般管理費は、696,217千円（同2.4%増）となりました。オンラインの積極的な活用により交通費や会議費等が減少するなど、効率的な経費活用に努めたことで、売上高に対する構成比率は13.4%（同0.2ポイント減）となりました。

営業利益は売上高の増加及び稼働率の改善が主要因となり453,802千円（同75.8%増）、経常利益は雇用調整助成金の受給金額が前年同期比で減少したものの営業利益の改善により587,935千円（同10.3%増）、当期純利益は403,595千円（同10.8%増）となりました。

(b) 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(c) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、景気動向や市場環境の変化、法的規制、同業他社等の様々なリスク要因があると認識しております。詳細については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

(d) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、中長期的には社員数1,000名体制、経常利益率10%の目標を掲げております。当事業年度において、社員数は798名（前年同期比3.3%減）であり目標へ向けて新卒及び中途技術者の積極的な採用に努めてまいります。経常利益率は11.3%（同0.7ポイント増）と目標を上回っておりますが、これは営業外収益に計上した雇用調整助成金の影響もあることから、今後、本業による利益率の改善を目指していくことを踏まえ、目標数値に変更はございません。

なお、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の先行きには注視が必要ですが、顧客の設計開発は盛んに行われており、当社への技術者要請はシステム開発を中心に増加するなど、底堅く推移しています。そのような環境のなかで、新卒及び中途技術者の採用を強化し、技術者が安心して働いていける環境の整備を推進することで、優秀な技術者の確保に注力しつつ、新規顧客の拡大をはじめとする営業強化を継続し、受注量の増大と稼働率の向上を図ることで、業績向上に努めてまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

資本政策につきましては、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させることと、株主様への利益還元を考慮し、実施していくこととしております。

当社の資金需要の主なものは、主たる事業であるアウトソーシング事業に係る人件費のほか、販売費及び一般管理費の採用費、人件費等の事業に係る運転資金であります。

当社は必要となった資金については、主として内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フローによるものを活用しておりますが、安定的な財源確保のため、金融機関からの資金調達は短期借入を基本としております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は652,956千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は3,248,835千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表で採用した重要な会計方針は、「第5 [経理の状況] 1 [財務諸表等] (1) [財務諸表] の [注記事項] (重要な会計方針)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、研究開発活動を行っておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を勘案して策定しております。当事業年度において重要な設備投資はありません。

また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等もありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (人)
		建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産		
本社 (横浜市西区)	統括業務施設	121,257	5,912	1,061	405,061 (430.70)	1,173	534,466	30
仙台営業所 (仙台市青葉区)	営業管理施設	-	-	-	-	75	75	30
北関東営業所 (さいたま市大宮区)	営業管理施設	0	-	31	-	151	183	70
東京営業所 (東京都渋谷区)	営業管理施設	496	-	-	-	264	761	86
横浜営業所 (横浜市西区)	営業管理施設	-	-	53	-	264	318	204
浜松営業所 (浜松市中区)	営業管理施設	152	-	90	-	75	318	59
名古屋営業所 (名古屋市中村区)	営業管理施設	-	-	-	-	340	340	181
大阪営業所 (大阪市北区)	営業管理施設	723	-	-	-	264	988	109
福岡営業所 (福岡市博多区)	営業管理施設	-	-	-	-	75	75	29
社員寮 (神奈川県藤沢市)	福利厚生施設	18,640	-	0	124,123 (555.88)	-	142,764	-
社員寮 (愛知県安城市)	福利厚生施設	93,718	-	-	126,751 (1,077.64)	-	220,470	-
社員寮 (兵庫県三田市)	福利厚生施設	25,817	-	-	206,214 (3,441.74)	-	232,031	-
社員寮 (横浜市神奈川区)	福利厚生施設	13,624	-	430	105,907 (284.68)	-	119,962	-

(注) 本社、横浜営業所、社員寮を除く事業所は賃借物件であります。主な賃借設備は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借料(千円)	リース料(千円)
本社 (横浜市西区)	リース工具器具備品	-	5,513
仙台営業所 (仙台市青葉区)	賃借建物・リース工具器具備品	1,419	5
北関東営業所 (さいたま市大宮区)	賃借建物・リース工具器具備品等	3,397	253
東京営業所 (東京都渋谷区)	賃借建物・リース工具器具備品	9,903	111
横浜営業所 (横浜市西区)	リース工具器具備品等	84	415
浜松営業所 (浜松市中区)	賃借建物・リース工具器具備品等	2,523	958
名古屋営業所 (名古屋市中村区)	賃借建物・リース工具器具備品等	8,142	908
大阪営業所 (大阪市北区)	賃借建物・リース工具器具備品	9,066	42
福岡営業所 (福岡市博多区)	賃借建物・リース工具器具備品	1,728	58

(注) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に係る金額を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率を勘案して策定しております。

令和4年3月31日現在、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,500,000
計	13,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和4年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,975,300	3,975,300	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)(事業年度末現在) スタンダード市場(提出日現在)	単元株式数 100株
計	3,975,300	3,975,300	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日 (注)	3,935,547	3,975,300	-	377,525	-	337,525

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	15	14	10	2	1,896	1,943	-
所有株式数(単元)	-	1,745	1,012	8,687	1,599	3	26,685	39,731	2,200
所有株式数の割合(%)	-	4.39	2.55	21.87	4.02	0.01	67.16	100	-

(注) 自己株式99株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベストプランニング	岐阜県瑞穂市穂積1107 1	810,000	20.37
田中 吉武	岐阜県瑞穂市	649,800	16.34
ヒップ従業員持株会	神奈川県横浜市西区楠町8 8	391,600	9.85
吉田 知広	大阪府大阪市淀川区	95,600	2.40
田中 佐津枝	岐阜県瑞穂市	91,800	2.30
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	90,400	2.27
岡田 健樹朗	京都府長岡京市	65,000	1.63
岩崎 篤二	東京都荒川区	62,000	1.55
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2 4 2	51,700	1.30
株式会社神奈川銀行	神奈川県横浜市中区長者町9-166	45,000	1.13
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	45,000	1.13
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	45,000	1.13
計	-	2,442,900	61.45

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,973,100	39,731	-
単元未満株式(注)	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	3,975,300	-	-
総株主の議決権	-	39,731	-

(注)「単元未満株式」の欄には自己株式99株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	99	-	99	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分の基本方針として、株主に安定的な利益還元を継続して実施していくとともに、将来の事業展開と経営体質及び財務体質の強化のために内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会でありま

す。
当期の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもとに、令和4年6月29日の定時株主総会により、配当金の総額の119,256,030円、1株当たり30円を実施することといたしました。

当期の内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術力の強化や高齢化対策、ひいては当社の永続的成長を図るために活用してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨、定款で定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業におけるコーポレート・ガバナンスの重要性が益々高まっていく中、当社といたしましては長期安定的な株主価値の向上と経営の効率性、透明性を向上させるため、迅速で正確な経営情報の把握と、公正で機能的な意思決定を行いながら、株主の立場に立って企業価値を最大化することを基本方針にしております。又、より高い技術力を目指す技術者集団として顧客企業とともに共存共栄のもと永続的成長を図り、技術を通し社会に貢献していくことを目標としております。

会社の社会的役割を認識し、法令、規則を遵守し、社内外へのタイムリーな情報公開を行うことで、株主をはじめステーク・ホルダー（株主、取引先、従業員など）との友好な関係の維持発展に努めてまいります。

機動的な経営管理体制のもと、経営環境の変化に柔軟に対応できるように、内部統制、リスクマネジメントを強化するとともに、監査体制の充実を図ってまいります。また、社外への情報開示を迅速に行い、経営の公正性ならびに透明性を高めてまいります。

企業統治の体制

イ．企業統治体制の概要

当社の取締役会は、代表取締役社長 田中吉武が議長を務め、専務取締役 田中伸明、常務取締役 廣瀬透、取締役 大原達朗、取締役 倉掛達也、取締役 陶山五彦、社外取締役 及川善雅、社外取締役 池田由美子の取締役8名（うち社外取締役2名）で構成され毎月1回以上の開催を原則とし、経営管理の意思決定機関として法定事項及び業務執行に関する重要事項の審議、決定及び業務執行状況の監督を行っております。

監査役会は、監査役 石樽享司、社外監査役 佐藤正八郎、社外監査役 前田泰志の常勤監査役1名、非常勤監査役（社外監査役）2名の計3名で構成され、法令・定款の遵守、経営方針に基づく業務執行状況、コーポレート・ガバナンスの視点から会社運営が適切な内部統制システムのもとに適法かつ妥当に行われているかを監査しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

会計監査については、財務報告の適法性及び信頼性並びにコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、令和4年6月29日開催の第27期定時株主総会においてアーク有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。

また、内部監査部門として内部監査室を設け、内部監査室長 財津秀明が内部監査規程に基づき、年2回定期的に各部門の業務執行が有効かつ適正に行われているかを監査しております。内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制の要としても機能しております。

別途、企業統治体制上有用な会議体として事業部会を置き、担当役員及び事業部長、必要に応じ管理部門の部長等の出席のもと、毎月1回定期的に各部門に生じた問題や利益計画の進捗状況等について検討しております。事業部会には、リスクマネジメントに係る第1次の検討会議体の1つとしての役割もあります。構成としては、主催者が取締役事業本部長中日本担当 大原達朗、出席者として執行役員東日本事業部長 太田誠、取締役神奈川事業部長 陶山五彦、中日本事業部長代理 日比野哲也、取締役西日本事業部長 倉掛達也となっております。

なお、企業の社会的役割という視点から、上記の各機関による業務執行に対する牽制作用の確保、コンプライアンスの尊重に加えて、タイムリーな企業情報の開示を実施することにより、株主に限らず、従業員、取引先等多様なステークホルダーとの友好関係の維持に努めております。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、企業統治の目的は企業の不祥事を防ぎながら企業価値を継続的に創造していくことにありと認識しておりますが、企業統治の体制を考えるに当たって重視すべきは「企業の不祥事を防ぐこと」にあると考えております。企業の所有と経営の分離が進み、所有者である株主が株式会社の最高機関である株主総会の構成員として、また株主としての権利行使として行動しても自ら経営を統制することは困難な状況にあります。そのため、企業統治の実効性を確保するためには、会社の内部組織である取締役会、監査役会、内部監査担当部門による監督監視という牽制作用が十分に機能することが肝要であります。また、取締役会、監査役会、内部監査担当部門による監督監視活動を支え、さらにコンプライアンス体制を確保するという観点から、社内規程の充実を図ることが極めて重要であると考えております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

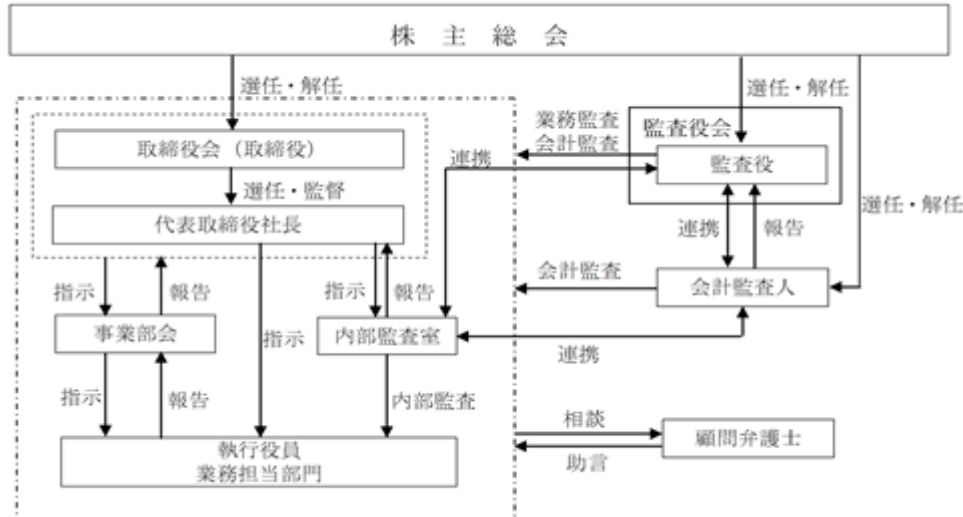
当社は、会社法に基づく内部統制システムについて、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の基本体制を前提におきそれぞれに基本方針を策定し、平成18年11月の取締役会で承認しております。その後毎年3月の取締役会でその対応状況を確認し更なる充実に向けて検討を続けております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、年度ごとに「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を策定しております。内部統制については、取締役会、監査役会、内部監査室に止まらず

従業員もその担い手として位置づけております。また、常設機関として内部統制定例会を設置して、内部統制上のリスクに対しては速やかに対応できる体制が整っております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会の監督活動、監査役の監査、内部監査、日常的モニタリング、監査法人の監査、財務報告に係る内部統制の評価活動、内部通報制度により日頃よりリスクの早期発見及び未然の防止に努めております。また、リスクの発見の報告を受けた内部統制定例会、事業部会、取締役会は情報を共有し、事実関係を確認し、原因を分析し、対応策を協議しております。さらに改善状況の確認、フォローを行うことにより、リスクの解消、軽減に努めております。

当社の企業統治の模式図は次のとおりであります。



取締役の定数

当社は、取締役の定数を8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令が規定する限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

ロ．剰余金の配当（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当（中間配当金）を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ハ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めることを、平成22年6月29日に開催された第15期定時株主総会において決議承認いただいております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	田中 吉武	昭和19年10月10日生	昭和38年4月 株式会社日進機械入社 昭和45年4月 宮川工業株式会社入社 昭和50年1月 田中工業所を創立 昭和52年3月 株式会社メイテック入社 平成2年5月 同社常務取締役兼東京本社長 平成3年10月 同社常務取締役本社担当 平成7年9月 当社設立代表取締役社長(現任)	(注)4	649,800
専務取締役 経営企画部長	田中 伸明	昭和52年10月15日生	平成13年4月 当社入社 平成18年4月 中部事業部名古屋営業所長 平成19年10月 経営企画部課長 平成21年4月 営業企画部課長 平成25年2月 株式会社コスメックス出向 取締役事業推進部長 平成28年6月 当社取締役就任 株式会社コスメックス 取締役事業推進部長 平成29年6月 当社取締役 企画部長 平成30年6月 当社取締役 企画部長 経理担当 令和3年6月 当社取締役 企画部長 総務担当 令和4年4月 当社取締役 経営企画部長 令和4年6月 当社専務取締役就任 経営企画部長(現任)	(注)4	42,400
常務取締役 人事部長 総務担当	廣瀬 透	昭和35年9月18日生	昭和58年4月 株式会社メイテック入社 平成11年5月 当社入社 平成16年7月 執行役員西部事業部長兼 大阪営業所長 平成18年6月 取締役就任 西部事業部長兼 大阪営業所長 平成19年3月 取締役西部事業部・中部事業部 担当 平成19年10月 取締役西部事業部・中部事業部 ・静岡事業部担当 平成21年4月 取締役西部事業部・中部事業部 担当 平成23年1月 取締役事業本部長 平成24年7月 取締役企画部 部長 平成29年6月 常務取締役就任 平成29年12月 常務取締役 経理担当 平成30年6月 常務取締役 人事部長 令和4年4月 常務取締役 人事部長 総務担当 (現任)	(注)4	22,700
取締役 事業本部長 中日本担当	大原 達朗	昭和39年10月8日生	平成18年11月 当社入社 平成21年4月 中部事業部 営業担当部長 平成24年7月 東海・北陸統括部 統括部長 平成27年4月 神奈川・静岡統括部 統括部長 平成28年11月 中日本事業部 特命部長 平成30年2月 執行役員 中日本担当 令和元年6月 取締役就任 中日本担当 令和2年10月 取締役 中日本事業部長 令和4年4月 取締役 事業本部長 中日本担当 (現任)	(注)4	2,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 西日本事業部長	倉掛 達也	昭和43年6月20日生	平成12年5月 当社入社 平成20年4月 西部事業部 事業部長兼 大阪営業所 所長 平成24年7月 近畿・九州統括部 統括部長兼 大阪営業所 所長 平成26年4月 近畿・九州統括部 統括部長 平成27年4月 東海・北陸統括部 統括部長 平成28年11月 西日本事業部 特命部長 平成30年2月 執行役員 西日本担当 令和元年6月 取締役就任 西日本担当 令和2年10月 取締役 西日本事業部長(現任)	(注)4	7,000
取締役 神奈川事業部長	陶山 五彦	昭和55年5月5日生	平成20年3月 当社入社 平成26年5月 関東・東北統括部 統括部長代理 兼 東京営業所長 平成28年11月 東日本事業部 特命部長 平成30年2月 執行役員 東日本担当 平成30年6月 執行役員 神奈川担当 令和2年10月 執行役員 神奈川事業部長 令和4年6月 取締役 神奈川事業部長(現任)	(注)4	-
取締役	及川 善雅	昭和33年1月27日生	昭和54年7月 有限会社五善商事入社 平成3年6月 株式会社コスモ測量入社 平成4年9月 株式会社コスモトレーディング 入社 平成10年4月 株式会社プレス設立 代表取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	5,500
取締役	池田 由美子	昭和50年9月9日生	平成10年4月 テルモ株式会社入社 平成19年12月 EY新日本有限責任監査法人入社 令和3年9月 池田公認会計士事務所開設 (現任) 令和4年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	-
常勤監査役	石樽 享司	昭和32年4月10日生	昭和55年4月 株式会社メイテック入社 平成7年10月 当社入社 平成13年9月 神奈川事業部長兼 新横浜テクノセンター長 平成15年6月 取締役就任 神奈川事業部長兼 新横浜テクノセンター長 平成16年2月 取締役神奈川事業部長 平成16年6月 取締役人事部長 平成16年7月 取締役東部事業部長兼 東京営業所長 平成17年11月 取締役東部事業部長 平成18年2月 取締役総務部長兼人事部担当 平成19年3月 取締役総務部長兼 人事部・人材開発部担当 平成19年10月 取締役総務部長兼人事部担当 平成21年12月 取締役総務部長兼人事部長 平成23年2月 取締役人事部長 平成25年2月 取締役人事部長兼総務部長 平成26年1月 取締役人事部長兼総務担当 平成29年12月 取締役人事部長 平成30年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)5	30,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	佐藤 正八郎	昭和20年11月29日生	昭和39年3月 警視庁入庁 平成7年3月 警視庁警部 平成15年9月 葛飾警察署刑事組織犯罪対策課長 平成17年3月 警視庁警視 平成18年4月 千葉銀行株式会社入社 平成24年3月 当社顧問(非常勤) 平成26年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	2,600
監査役	前田 泰志	昭和45年5月28日生	平成14年10月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 平成19年7月 第一東京弁護士会入会 平成20年4月 第一東京弁護士会 弁護士業務改革委員会委員 (現任) 平成21年7月 第一東京弁護士会 司法修習委員会委員 国際交流委員会委員 平成22年11月 前田総合法律事務所開設(現任) 平成23年4月 第一東京弁護士会 総合研修センター委員(現任) 平成27年3月 税理士登録 前田泰志税理士事務所開設 (現任) 平成30年4月 第一東京弁護士会 労働法制委員会委員 令和4年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
計					762,600

- (注) 1. 取締役 及川善雅及び池田由美子は、社外取締役であります。
2. 監査役 佐藤正八郎及び前田泰志は、社外監査役であります。
3. 専務取締役 田中伸明は代表取締役社長 田中吉武の実子であります。
4. 令和4年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまで。
5. 令和4年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまで。
6. 当社では、業務運営機能の強化と迅速な意思決定のため執行役員制度を導入しております。執行役員は人事部担当部長 中山明、東日本事業部長 太田誠、経理部長 露木辰徳の3名です。
7. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
加藤 丈尚	昭和52年3月2日生	平成16年2月 加藤税務会計事務所入所 平成26年7月 上名古屋税理士法人入社(現任)	30,100

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役 及川善雅は当社の株式を5,500株所有しておりますが、当社との間には人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は株式会社プレスの前代表取締役ですが、同社と当社との間には人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役として経営陣から独立した視点に立ち、長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づき、当社の監督と助言を行っていただくため、選任しております。

社外取締役 池田由美子と当社との間には人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は池田公認会計士事務所を開設しておりますが、同事務所と当社との間には人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。公認会計士としての豊富な経験と会計に関する専門的見地に基づく高い見識を活かし、実効性の高い監督を行っていただくため、選任しております。

社外監査役 佐藤正八郎は当社の株式を2,600株所有しておりますが、当社との間には人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。警察官としての経験・実績・見識を当社の監査体制に反映させ、コンプライアンス経営の強化を図っていただくため、選任しております。

社外監査役 前田泰志と当社との間には人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は前田綜合法律事務所及び前田泰志税理士事務所を開設しておりますが、同事務所と当社との間には人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。弁護士及び税理士としての高度な専門的知識を当社経営の監査に活かしていただくため、選任しております。

当社は、毎月開催される取締役会において経営上の重要事項についての意思決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会には社外取締役及び社外監査役が出席し、外部の目を通して中立的な立場から経営の意思決定及びその執行を監視、牽制しております。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準は定めておりませんが、選任にあたりましては、候補者が株主の皆様と利益相反するおそれがない事を重要視しております。社外取締役及び社外監査役各氏は、当社経営陣から独立した客観的立場から公正な判断ができる人物であり、社外役員としての職務遂行に必要な独立性が確保できていると判断しており、選任状況は適切であると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会において会計監査人の監査結果及び内部監査を含む内部統制の整備、運用状況、評価結果等について内部統制部門より定期的に報告を受け、必要に応じて独立的な立場から助言を行っております。また、常勤監査役が内部監査室長及び会計監査人と必要に応じて会合を持ち、監査結果等の情報交換が行われ、監査役会において常勤監査役から社外監査役に情報共有され、相互に連携しながら監査が行われております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役（社外監査役）2名の計3名で構成し、監査の方針、監査計画を策定し、監査役会規則に基づき、公正な監査を実施しております。なお、監査役会の招集、運営に関する事務に専任のスタッフは配置しておりません。監査役監査の手続きは会計監査及び業務監査の結果、要改善事項が検出された場合には、監査役間での意見交換の後、取締役会で改善勧告を行うこととしております。

監査役は、全ての取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。又、内部監査責任者及び監査法人とも相互連携（意見交換）等を行い経営に対する監視の強化と取締役への適宜助言を行っております。

監査役会は隔月に1回開催しており、必要に応じて随時開催しております。当事業年度は8回開催され、監査役3名全員が全ての監査役会に出席しております。主な検討事項は監査の方針、監査計画、事業報告、計算書類、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書案、事業部門監査結果、内部統制システム監査結果となっております。

常勤監査役は、上期事業部門監査として8営業所を往査実施、下期事業部門監査として4事業部を往査実施、内部統制システム監査として本社管理部門の監査を実施、各部門長と意見交換を行い、課題に向けた提言を行っております。各監査結果を取り纏め、監査報告書を作成し監査役会及び取締役会で監査結果の報告を行っております。

内部監査の状況

内部監査は、内部監査室長1名が担当し、内部監査規程、監査項目チェックシートに基づき業務全般にわたり年2回定期的に内部監査を実施しております。内部監査は、各部門を対象とした内部監査計画書を策定し、各部門の業務活動が法令、会社の諸規程等に則り遂行されているか検証し、経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から監査し、業務改善、効率的向上のための必要な助言を行っております。その監査結果を代表取締役社長に報告しております。

（内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、これらの監査と内部統制部門の関係）

常勤監査役は内部監査室長及び監査法人と適宜会合を持ち監査結果等の情報交換を行っております。取締役会では内部統制担当役員から定期的に報告があり、監査役は整備運用状況を確認しております。内部監査室長は内部統制定例会で監査結果の報告を行い、監査法人は結果の確認を行っております。内部監査室長、監査役及び監査法人とも相互連携（意見交換）等を行い経営に対する監視の強化と取締役への助言を適宜行っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

19年間

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 伊澤 賢司

指定有限責任社員 業務執行社員 奥谷 績

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等2名、その他7名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定については、監査役会において「会計監査人の選定基準策定に関する実務指針」（日本監査役協会）の選定基準に従い、監査法人としての品質管理体制、会社法の欠格事由に該当しないこと、独立性、実施体制及び監査報酬等を総合的に検討し判断しております。

なお、会計監査人の解任又は不再任については、監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

へ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の評価にあたり「会計監査人の評価基準に関する実務指針」（日本監査役協会）の評価基準に従い、監査法人としての品質管理体制、監査チームの独立性並びに専門性、監査報酬、監査役並びに経営者とのコミュニケーション状況等を総合的に検討した結果、相当であると判断いたしました。

なお、令和4年6月29日開催の第27期定時株主総会において、新たに当社の会計監査人としてアーク有限責任監査法人が選任されました。同監査法人を選定した理由につきましては、「会計監査の状況 ト．監査法人の異動」に記した臨時報告書の記載内容をご参照ください。

ト．監査法人の異動

当社は、令和4年6月29日開催の第27期定時株主総会において、次のとおり監査法人の選任を決議いたしました。

第27期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	EY新日本有限責任監査法人
第28期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）	アーク有限責任監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等
アーク有限責任監査法人
退任する監査公認会計士等
EY新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日

令和4年6月29日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

平成16年1月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

適正意見を受領しており、該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

EY新日本有限責任監査法人は、令和4年6月29日開催予定の第27期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現会計監査人の継続監査年数が19年超と長期にわたること、並びに監査報酬が年々増加傾向にあったことから、当社に適した監査対応と監査報酬の相当性や会計監査の継続性の確保も含め、複数の監査法人を比較検討し見直すことといたしました。

当社の監査役会がアーク有限責任監査法人を候補者とした理由は、新たな視点での監査及び当社の事業規模に応じた監査が期待できることに加え、同法人の監査品質、独立性、専門性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
監査役会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

(単位：千円)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
17,000	-	20,000	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の規模や複雑性・リスク等を含む特性及び予想される監査業務の日数、関係する人員数等を総合的に勘案し、会計監査人と協議の上、監査役会の同意を得て決定いたします。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、役員個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針及び役員規程の内容と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

役員の報酬額は、会社の経営状況、役職及び職責、世間水準並びに従業員給与とのバランスを考慮して決定し、毎月定額を金銭で支給する。

取締役の報酬額は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定する。

監査役報酬額は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定する。

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、当社役員規程に定められており、当該規程の決定権限は取締役会及び監査役会が有する。役員規程には役員報酬の基準額、役位毎の倍率及び支払い方法が定められており、内容を改定する場合には取締役会の決議及び監査役の協議が必要になる。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬額は、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役会において一任決議を受けた代表取締役社長 田中吉武が人事担当役員及び経理担当役員が作成した原案を基に、個別の取締役の報酬額については個々の取締役の役位、責務に相応しい水準を考慮し、担当部門の当期・中長期の企業価値向上への貢献度を総合的に勘案して決定する。

監査役報酬額は、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議によって決定する。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成18年6月29日であり、決議の内容は、経済情勢の変化および取締役の増員等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額150,000千円以内に改定するものであります。なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含んでおりません。また、当該定めに係る取締役の員数は5名でありました。

当社の監査役報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成17年2月8日であり、決議の内容は、監査体制の強化その他諸般の事情を勘案し、監査役報酬を年額12,000千円以内に改定するものであります。また、当該定めに係る監査役の員数は2名でありました。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬額は、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役会において一任決議を受けた代表取締役社長 田中吉武が人事担当役員及び経理担当役員が作成した原案を基に、個別の取締役の報酬額について個々の取締役の役位、責務に相応しい水準を考慮し、担当部門の当期・中長期の企業価値向上への貢献度を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	89,125	77,880	-	11,245	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	6,522	6,211	-	310	-	1
社外役員	5,580	5,235	-	344	-	3

(注) 退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式とは、株式価格の上昇や配当金の受領による利益確保を目的に保有する投資株式と考えます。それ以外の取引関係強化等の事由による場合は純投資目的以外の保有と考えます。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

当社が保有している投資株式は非上場株式であるため記載を省略します。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	7,000
非上場株式以外の株式	-	-

(注)「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社の保有している投資株式は非上場株式であるため記載を省略します。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,816,854	3,248,835
売掛金	705,731	734,805
仕掛品	1,017	810
貯蔵品	762	878
前払費用	34,521	42,409
その他	7,713	8,184
流動資産合計	3,566,601	4,035,924
固定資産		
有形固定資産		
建物	512,498	513,898
減価償却累計額	227,262	240,130
建物(純額)	285,236	273,768
構築物	6,677	6,677
減価償却累計額	5,925	6,015
構築物(純額)	752	662
車両運搬具	6,680	6,865
減価償却累計額	6,680	952
車両運搬具(純額)	0	5,912
工具、器具及び備品	34,746	28,587
減価償却累計額	31,938	26,920
工具、器具及び備品(純額)	2,807	1,666
土地	968,059	968,059
リース資産	5,202	5,202
減価償却累計額	1,473	2,514
リース資産(純額)	3,728	2,687
有形固定資産合計	1,260,584	1,252,757
無形固定資産		
ソフトウェア	31,738	24,855
その他	1,520	1,515
無形固定資産合計	33,259	26,370
投資その他の資産		
投資有価証券	7,000	7,000
長期前払費用	255	210
繰延税金資産	227,042	237,218
その他	28,235	27,997
貸倒引当金	1,800	1,800
投資その他の資産合計	260,732	270,626
固定資産合計	1,554,576	1,549,755
資産合計	5,121,177	5,585,679

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	650,000	650,000
リース債務	1,144	1,144
未払金	10,069	22,588
未払費用	351,108	354,640
未払法人税等	94,013	123,089
預り金	21,864	21,035
賞与引当金	249,289	268,333
その他	83,071	179,600
流動負債合計	1,460,561	1,620,431
固定負債		
リース債務	2,956	1,812
退職給付引当金	435,164	444,701
役員退職慰労引当金	154,124	166,025
固定負債合計	592,245	612,538
負債合計	2,052,807	2,232,970
純資産の部		
株主資本		
資本金	377,525	377,525
資本剰余金		
資本準備金	337,525	337,525
資本剰余金合計	337,525	337,525
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	150,000	150,000
繰越利益剰余金	2,203,401	2,487,740
利益剰余金合計	2,353,401	2,637,740
自己株式	81	81
株主資本合計	3,068,369	3,352,709
純資産合計	3,068,369	3,352,709
負債純資産合計	5,121,177	5,585,679

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	5,006,217	5,188,579
売上原価	4,068,449	4,038,558
売上総利益	937,768	1,150,020
販売費及び一般管理費		
役員報酬	82,807	89,327
給料及び賞与	312,966	309,893
賞与引当金繰入額	15,245	14,874
退職給付費用	2,996	2,388
役員退職慰労引当金繰入額	10,956	11,900
法定福利費	51,787	51,754
採用費	25,193	28,281
旅費及び交通費	13,551	12,223
支払手数料	44,189	47,945
地代家賃	34,657	34,969
減価償却費	7,791	11,952
その他	77,541	80,705
販売費及び一般管理費合計	679,686	696,217
営業利益	258,082	453,802
営業外収益		
受取利息	25	29
受取配当金	100	100
受取手数料	1,078	1,043
助成金	277,887	137,030
未払配当金除斥益	241	445
その他	0	0
営業外収益合計	279,333	138,648
営業外費用		
支払利息	4,323	4,412
その他	124	103
営業外費用合計	4,448	4,516
経常利益	532,967	587,935
特別利益		
有形固定資産売却益	-	2,149
特別利益合計	-	1,499
特別損失		
固定資産除却損	-	30
特別損失合計	-	0
税引前当期純利益	532,967	589,435
法人税、住民税及び事業税	167,923	196,015
法人税等調整額	787	10,176
法人税等合計	168,710	185,839
当期純利益	364,257	403,595

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	4,005,451	98.4	3,984,832	98.7
経費	2	64,015	1.6	53,519	1.3
当期総費用		4,069,466	100.0	4,038,352	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		1,017	
合計		4,069,466		4,039,369	
期末仕掛品棚卸高		1,017		810	
当期売上原価		4,068,449		4,038,558	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価に基づく個別原価計算を採用しております。

(注) 1 労務費に含まれている引当金繰入額は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
賞与引当金繰入額(千円)	234,044	253,458
退職給付費用(千円)	29,869	23,778

2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
旅費交通費(千円)	11,079	8,755
減価償却費(千円)	11,146	11,227

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	377,525	337,525	337,525	150,000	1,934,548	2,084,548	81	2,799,516	2,799,516
当期変動額									
剰余金の配当					95,404	95,404		95,404	95,404
当期純利益					364,257	364,257		364,257	364,257
当期変動額合計	-	-	-	-	268,852	268,852	-	268,852	268,852
当期末残高	377,525	337,525	337,525	150,000	2,203,401	2,353,401	81	3,068,369	3,068,369

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	377,525	337,525	337,525	150,000	2,203,401	2,353,401	81	3,068,369	3,068,369
当期変動額									
剰余金の配当					119,256	119,256		119,256	119,256
当期純利益					403,595	403,595		403,595	403,595
当期変動額合計	-	-	-	-	284,339	284,339	-	284,339	284,339
当期末残高	377,525	337,525	337,525	150,000	2,487,740	2,637,740	81	3,352,709	3,352,709

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	532,967	589,435
減価償却費	18,938	23,179
賞与引当金の増減額（は減少）	21,905	19,044
退職給付引当金の増減額（は減少）	24,880	9,536
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	10,956	11,900
受取利息及び受取配当金	125	129
助成金	277,887	137,030
支払利息	4,323	4,412
固定資産売却益	-	1,499
固定資産除却損	-	0
売上債権の増減額（は増加）	43,309	29,073
棚卸資産の増減額（は増加）	917	90
前払費用の増減額（は増加）	291	7,905
長期前払費用の増減額（は増加）	52	44
その他の資産の増減額（は増加）	1,869	233
預り金の増減額（は減少）	642	829
未払費用の増減額（は減少）	8,865	3,531
未払金の増減額（は減少）	1,005	13,299
その他の負債の増減額（は減少）	47,366	96,124
小計	278,291	593,900
利息及び配当金の受取額	125	129
利息の支払額	4,322	4,396
法人税等の支払額	184,598	166,663
助成金の受取額	277,887	137,030
営業活動によるキャッシュ・フロー	367,383	560,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17,056	8,265
有形固定資産の売却による収入	-	1,500
無形固定資産の取得による支出	30,706	981
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,763	7,746
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,144	1,144
配当金の支払額	95,491	119,127
財務活動によるキャッシュ・フロー	96,636	120,272
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	222,984	431,981
現金及び現金同等物の期首残高	2,593,870	2,816,854
現金及び現金同等物の期末残高	2,816,854	3,248,835

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 10年～40年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社役員規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

当社は、機械設計、電子設計、ソフト開発の技術者サービスによるアウトソーシング事業を行っております。

これらのサービスは、主として労働者派遣契約または請負契約に基づき行われ、労働者派遣契約は、一定の期間にわたり移転されるサービス、請負契約は、一時点で移転される財またはサービスとして判断しております。

労働者派遣契約による売上高は、顧客企業からの指揮命令を受けて行う技術者の役務提供により履行義務が充足され、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度の測定は、時の経過に基づき行っております。

請負契約による売上高は、顧客企業への成果物の納品及び検収により履行義務が充足され、顧客企業が検収した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該会計基準等の適用により財務諸表に与える影響はありません。また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	当事業年度 (令和4年3月31日)
売掛金	679,771千円
契約資産	55,033千円

(損益計算書関係)

1 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
顧客との契約から生じる収益	5,188,579千円

2 有形固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
車両運搬具	-	1,499千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
工具、器具及び備品	-	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	3,975,300	-	-	3,975,300
合計	3,975,300	-	-	3,975,300
自己株式				
普通株式	99	-	-	99
合計	99	-	-	99

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	95,404	24	令和2年3月31日	令和2年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	119,256	利益剰余金	30	令和3年3月31日	令和3年6月30日

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
発行済株式				
普通株式	3,975,300	-	-	3,975,300
合計	3,975,300	-	-	3,975,300
自己株式				
普通株式	99	-	-	99
合計	99	-	-	99

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	119,256	30	令和3年3月31日	令和3年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和4年6月29日 定時株主総会	普通株式	119,256	利益剰余金	30	令和4年3月31日	令和4年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金勘定	2,816,854千円	3,248,835千円
現金及び現金同等物	2,816,854千円	3,248,835千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画、資金繰り計画に照らして、必要な設備資金及び運転資金を銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場株式であり発行会社の信用リスクに晒されております。借入金は、運転資金目的及び設備投資目的によるものでありますが、償還日は最長で決算日後1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、各営業所が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

資 産

「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

負 債

「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (令和3年3月31日)
投資有価証券 非上場株式	7,000千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記に含めておりません。

当事業年度

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

資 産

「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

負 債

「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (令和4年3月31日)
投資有価証券 非上場株式	7,000千円

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（令和3年3月31日）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金（千円）	2,816,854	-	-	-
売掛金（千円）	705,731	-	-	-
合計	3,522,586	-	-	-

当事業年度（令和4年3月31日）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金（千円）	3,248,835	-	-	-
売掛金（千円）	734,805	-	-	-
合計	3,983,640	-	-	-

4. 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度（令和3年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金（千円）	650,000	-	-	-	-	-
リース債務（千円）	1,144	1,144	1,144	667	-	-
合計	651,144	1,144	1,144	667	-	-

当事業年度（令和4年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金（千円）	650,000	-	-	-	-	-
リース債務（千円）	1,144	1,144	667	-	-	-
合計	651,144	1,144	667	-	-	-

（有価証券関係）

その他有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められる株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （令和3年3月31日）
投資有価証券 非上場株式	7,000千円

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （令和4年3月31日）
投資有価証券 非上場株式	7,000千円

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	378,819千円	408,508千円
勤務費用	33,483 "	34,628 "
利息費用	916 "	988 "
数理計算上の差異の発生額	3,274 "	1,136 "
退職給付の支払額	7,985 "	16,630 "
退職給付債務の期末残高	408,508 "	426,358 "

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	408,508千円	426,358千円
未積立退職給付債務	408,508 "	426,358 "
未認識数理計算上の差異	26,656 "	18,343 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	435,164 "	444,701 "
退職給付引当金	435,164 "	444,701 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	435,164 "	444,701 "

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	33,483千円	34,628千円
利息費用	916 "	988 "
数理計算上の差異の費用処理額	1,533 "	9,449 "
確定給付制度に係る退職給付費用	32,865 "	26,167 "

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
割引率	0.2%	0.2%

(注) 予定昇給率については、平成31年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	74,886千円	80,607千円
賞与引当金法定福利費	10,630 "	11,442 "
福利厚生費	1,793 "	1,839 "
退職給付引当金	130,723 "	133,588 "
役員退職慰労引当金	46,299 "	49,874 "
未払事業税	6,936 "	7,282 "
その他	2,793 "	2,999 "
繰延税金資産小計	274,062千円	287,632千円
評価性引当額	47,020 "	50,414 "
繰延税金資産合計	227,042千円	237,218千円
繰延税金資産純額	227,042千円	237,218千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	30.0%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	-
住民税均等割	0.6%	-
評価性引当額の増減	0.6%	-
その他	0.3%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7%	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

貸借対照表に計上している資産除去債務はありません。将来において発生が見込まれる事務所賃貸契約に係る原状回復義務を資産除去債務として認識しており、当事業年度負担分として676千円を販売費及び一般管理費に計上しております。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

貸借対照表に計上している資産除去債務はありません。将来において発生が見込まれる事務所賃貸契約に係る原状回復義務を資産除去債務として認識しており、当事業年度負担分として685千円を販売費及び一般管理費に計上しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

アウトソーシング事業	
一定の期間にわたり移転されるサービス	4,215,994
一時点で移転される財またはサービス	972,585
顧客との契約から生じる収益	5,188,579
売上高	5,188,579

(注)単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

(単位:千円)

	当事業年度期首	当事業年度期末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	650,606	679,771
契約資産	55,125	55,033

(注)契約資産は主に、顧客との契約について期末日時点で一部または全部の履行義務を果たしているが、まだ請求していない財またはサービスに係る対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「アウトソーシング事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	771.88円	843.41円
1株当たり当期純利益	91.63円	101.53円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益(千円)	364,257	403,595
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	364,257	403,595
普通株式の期中平均株式数(株)	3,975,201	3,975,201

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	512,498	1,400	-	513,898	240,130	12,868	273,768
構築物	6,677	-	-	6,677	6,015	90	662
車両運搬具	6,680	6,865	6,680	6,865	952	952	5,912
工具、器具及び備品	34,746	-	6,158	28,587	26,920	1,140	1,666
土地	968,059	-	-	968,059	-	-	968,059
リース資産	5,202	-	-	5,202	2,514	1,040	2,687
有形固定資産計	1,533,865	8,265	12,839	1,529,291	276,533	16,091	1,252,757
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	43,515	18,659	7,082	24,855
その他	-	-	-	2,018	503	5	1,515
無形固定資産計	-	-	-	45,533	19,162	7,088	26,370

(注) 1. 建物の増加は本社空調設備の工事によるものであります。

2. 車両運搬具の増加及び減少は社有車の買替えによるものであります。

3. 工具器具備品の減少は本社内電話設備等の廃棄によるものであります。

4. ソフトウェアの増加は全社基幹システムの追加費用によるものであります。

5. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しています。

6. 長期前払費用は、非償却資産のため本表から除いております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	650,000	650,000	0.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,144	1,144	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,956	1,812	-	令和5年4月~ 令和6年10月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	654,100	652,956	-	-

(注)1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
リース債務	1,144	667	-	-

【引当金明細表】

(単位:千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	1,800	-	-	-	1,800
賞与引当金	249,289	268,333	249,289	-	268,333
役員退職慰労引当金	154,124	11,900	-	-	166,025

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,091
預金	
普通預金	3,244,853
別段預金	1,889
小計	3,246,743
合計	3,248,835

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
トヨタ自動車株式会社	53,571
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社	28,512
いすゞ自動車株式会社	28,338
三菱電機エンジニアリング株式会社	20,738
デンソーテクノ株式会社	18,185
その他	585,459
合計	734,805

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
705,731	5,707,278	5,678,205	734,805	88.5	46

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品目	金額(千円)
受託事業	810

ニ．貯蔵品

品目	金額(千円)
QUOカード	299
社章	579
合計	878

負債の部
イ．未払費用

区分	金額(千円)
給与	271,115
社会保険料	76,375
その他	7,149
合計	354,640

ロ．退職給付引当金

退職給付引当金は、444,701千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (退職給付関係)」に記載しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,278,167	2,528,650	3,875,268	5,188,579
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	150,755	276,642	459,031	589,435
四半期(当期)純利益 (千円)	103,269	189,208	314,247	403,595
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	25.98	47.60	79.05	101.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	25.98	21.62	31.45	22.48

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。 公告掲載URL https://www.hip-pro.co.jp/
株主に対する特典	-

(注) 当社定款の定めにより、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第26期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第27期第1四半期）（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日）令和3年8月5日関東財務局長に提出

（第27期第2四半期）（自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日）令和3年11月10日関東財務局長に提出

（第27期第3四半期）（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）令和4年2月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和3年4月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

令和3年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

令和4年5月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年6月30日

株式会社ヒップ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒップの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒップの令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

労働者派遣契約の売上高の期間帰属

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

監査上の対応

<p>会社は、機械設計、電子設計、ソフト開発の技術サービスを提供するアウトソーシング事業を展開している。</p> <p>アウトソーシング事業においては、製造業を中心とした顧客企業が開発投資を継続するなかで、慢性的な技術者不足の状況にあり、顧客企業からの技術者要請は今後も継続していくことが見込まれるが、国内経済及び世界経済の景気が悪化し、顧客企業が業績低迷から設計開発部門における開発費を削減したりアウトソース活用を抑制した場合、会社の業績等に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>会社は、目標とする経営指標を売上高としている。売上高は、重要な勘定科目であり、そのうち、労働者派遣契約が主要事業となっている。</p> <p>労働者派遣契約の売上高は、毎月末に当月1日から月末までの顧客企業での技術者の役務提供に対応して収益を認識しており、技術料金に技術者の稼働時間を乗じて算出されているが、締日が月末以外の顧客企業については、締日翌日から月末までの技術者の稼働時間を会社の勤務報告書に基づいて算出している。</p> <p>労働者派遣契約の売上高から虚偽表示が生じた場合には、利益への影響も大きなものとなる可能性が高いと考えられることから、監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、労働者派遣契約の売上高の期間帰属の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 労働者派遣契約の売上高の計上プロセスに関連する以下の内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣契約の売上高の基礎となる技術料金について、顧客企業との契約書を承認する統制 労働者派遣契約の売上高の基礎となる稼働時間について、集計に誤りがないかを確保するための統制 <p>(2) 労働者派遣契約の売上高の期間帰属の妥当性の検討 労働者派遣契約の売上高のうち、3月の締日翌日から月末の取引について以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業所別に過年度の売上高と比較した。 売上高の基礎となる技術料金が契約書と一致していることを確認するため、売上管理資料と契約書の技術料金を照合した。 売上高の基礎となる稼働時間が勤務報告書において承認された稼働時間と一致していることを確認するため、売上管理資料、勤務報告書及び給与台帳の稼働時間を照合した。
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヒップの令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ヒップが令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。